広川町農業委員会

第32回総会議事録

令和5年3月6日

広川町農業委員会第32回総会議事録

令和5年3月6日広川町農業委員会第32回総会が広川町役場3階301・302号会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

議案第3号 農地転用計画変更による申請に関する件

議案第4号 非農地証明に関する件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

議案第6号 広川町農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について

議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地法第3条第2項第5号で定めた 下限面積及び別段面積公示の廃止について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	大 石 義 勝	6	馬場敦子
会長代理	古賀秀之	7	渡邉和江
欠	中 村 和 浩	8	鐘ケ江 百合子
2	中 村 正 明	9	山 﨑 義 史
3	山 村 佳代子	1 0	稲 員 雅 史
4	梅本康孝	1 1	野田光浩
5	丸 山 敬二郎	1 2	渡邉鉄也

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
1	田中秀典	8 =	別 和 幸
2	重 野 秀 夫	9 船	公 越 誠 治
3	鹿田勝師	10 興	予 田 隆 文
4	萩 尾 喜久夫	11 Д	」 下 淳
5	丸 山 和 幸	1 2 #	中島 和彦
6	馬場啓介	13 4	- 島信二
欠	中島康則		_

2. 本会の書記は下記のとおりである。 事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議 長 本日は、議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号1件、議案第4号1件、議 案第5号14件、議案第6号11件、議案第7号1件、議案第8号1件です。慎重なる審議の ほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。 次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13条第2項の規定により、4番 梅本康孝 農業委員、10番 稲員雅史 農業委員を指名 し審議に移ります。報告事項 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明 をお願いします。

事務局説明 順位 1 大字太田 他 2 筆 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 耕作者の都合により 解約後は貸付人の孫が就農し耕作する予定 順位 2 大字広川 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 農地売買のため 順位 3 大字広川 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 耕作者の都合により 解約後は農業法人が借受け耕作する予定 順位 4 大字広川 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 耕作者の都合により 解約後は農業法人が借受け耕作する予定 順位 5 大字広川 借受人:■■ ■■ 貸付人:■■ ■■ 解約理由 農地売買のため

議 長 事務局の説明が終わりました。報告事項 1 順位 1 から順位 5 について質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら次に移ります。報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 1 大字 太田 他 1 筆 借受人: ■■ ■■、貸付人: ■■ ■■、申請理由 耕作者の都合により 順位 2 大字太田 他 1 筆 借受人: ■■ ■■、貸付人 ■■ ■■、 申請理由 耕作者の都合により解約後は新たに耕作される方がいる旨報告。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告事項、順位1から順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら次に移ります。議案第1号農地法第3条の規定 による許可申請に関する件について審議します。順位1について事務局の説明をお願いしま す。

事務局 説明 順位1 大字広川 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理由 売買

議長事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

10番 野田隆文 推進委員 事務局から説明がありましたとおりで申請地は私が借りていた 農地ですがイノシシによる被害で耕作できませんでした。今回■■ ■■さんが取得したいと

いうことで申請された次第です。取得された後は適切に管理されるようお願いしていますのでよろしくお願いします。

議 長 順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田光浩 農業委員 適切に管理されるのであればありがたいですが■■ ■■さんが 1 月に取得された農地についてもまだ以前のままですので、先にそちらを適切に管理すべきでないかと思います。

10番 野田隆文 推進委員 今、言われましたように■■ ■■さんが1月に取得された農地については以前借りてあった農家の方のパイプハウスが建ったままで年内に撤去される予定で撤去された後は適切に管理されるということです。

10 番 稲員雅史 農業委員 申請人の■■ ■■さんが申請地周辺を取得されてありますが何か目的でもあるんでしょうか。耕作目的で取得されていないのではないように思いますが。

事務局 農地法3条申請ですので耕作目的で取得されているものと判断しています。

2 番 中村正明 農業委員 申請地の状況がよくわからないので申請地の写真はないんですか。

事務局 今回写真はありませんが次回からは写真も撮って説明します。

10番 野田隆文 推進委員 申請地は先程もご説明したとおり大変荒れておりまして、農地として適切に管理されますよう私からも再度申し上げます。

11番 野田光浩 農業委員 パイプハウスが建っている農地も、今回申請されている農地も 基盤整備地区内の農地ですので荒らしていただかないようにだけはお願いしたい。

3 番 山村佳代子 農業委員 申請地は水田として利用される場合には用水路はあるんですか。

10番 野田隆文 推進委員 用水路はありますが水田として利用するのは難しいと思います。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 挙手少数(過半数満たず)

議 長 異議無い方の挙手が少数でしたのでこの件については今まで取得された農地の管理 があまりできていないということで、保留にしたいがよろしいでしょうか。

委 員 全員異議なし

議 長 全員異議ないということで順位1については保留とし次に進みます。議案第2号 農 地法第5条の規定による許可申請に関する件順位1について事務局の説明をお願いします。 事務局 説明 順位 1 大字川上 他 1 筆 讓受人: $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 讓渡人: 持分 $1/4 \blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 他 3 名 申請理由 建壳住宅用地 (3 戸)

議 長 担当推進委員さんが欠席されておりますので事務局の説明のみでご審議お願いします。

11番 野田光浩 農業委員 申請地の周囲の状況はどうなっているんでしょうか。

事務局 隣接地は住宅が建っております。

11番 野田光浩 農業委員 排水はどこにされるんでしょうか。

事務局 下水道が整備されていないため、合併浄化槽を設置され道路側溝へ排水される計画 になっています。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 2 大字久泉 他 1 筆 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理 由 一般住宅用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6番 馬場啓介 推進委員 譲渡人の■■ ■■さんは後継者もおられませんので農地の管理が困難ということで売買したいということです。譲受人の■■ ■■さんは申請地の隣に住んでおられ住宅用地に転用されるもので水利承諾等も取れており、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見 等ありましたらお願いします。

- 3番 山村佳代子 農業委員 申請地の盛土された残りの農地はどうされるんでしょうか。
- 6番 馬場啓介 推進委員 野菜を植えて農地として耕作されます。

議長の他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第3号農地転用計画変更による申請に 関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字日吉 他 6 筆 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 変更理由 当初貸倉庫として貸付予定の会社が撤退したため、事務所、資材置場、駐車場用地として売買するもの。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5 番 丸山和幸 推進委員 只今事務局から説明がありましたとおり貸倉庫として転用許可を受けておられましたが、貸付を予定していた会社が撤退したため新たに■■ ■■に事務所、資材置場、駐車場用地として売買したいということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見 等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。議案第4号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字長延 他 2 筆 申請人 ■■ ■■ 理由 現況が山林化しているため。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4 番 萩尾喜久夫委員 事務局から説明がありましたとおりで以前は県道まで申請人の農地でしたが一部売られて細い農地については申請地から県道への排水路に利用されてあります。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見 等ありましたらお願いします。

- 11 番 野田光浩 農業委員 非農地になった後は周囲の農地への影響はないのでしょうか。
- 2 番 中村正明 農業委員 申請地の状況がよくわかりませんが、草刈り等を定期的にされれば非農地にもならないのではないでしょうか。

事務局 去年、区のほうから道路が通行しにくいため管理されるようにお願いされましたので道路際は雑木を伐採されています。

10番 稲員雅史 農業委員 非農地になったら農業委員会への農地転用手続きは不要になるんでしょうか。

議 長 農地法の適用は外れますが、農振農用地区域であれば農振法による計画変更の申請 や他の法的手続きが必要になる場合があります。

7 番 渡邉和江 農業委員 申請地に接している細い道路の道路幅はどれくらいですか。

事務局 約2m位です。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 挙手少数(過半数満たず)

議 長 異議無い方の挙手が少数でしたのでこの件については保留とし次に移ります。議案 第5号農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明を お願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字水原 譲受人 $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 譲渡人 $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 利用権設定 順位 1 大字一條 他 1 筆 借受人 $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 貸付人 $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 他 12 件

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。所有権移転及び利用権設定について質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。議案第 5 号について異議が無い方の挙手 を求めます。

委 員 全員举手。

議 長 全会一致で認める事とし休憩します。

休憩 14:25 再開 14:35

議 長 休憩を取り消して再開します。議案第6号広川町農業振興地域整備計画変更に伴う 意見聴取について事務局の説明をお願いします。

事務局 農用地区域からの除外 順位1~順位5内容説明。

議長事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 異議もないようですので次に移ります。農地以外の農用地区域からの除外 順位1 ~順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 農地以外の農用地区域からの除外 順位1~順位2内容説明。

議長事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 異議もないようですので次に移ります。農用地区域内の用途区分の変更 順位 1~順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 農用地区域内の用途区分の変更 順位1~順位3について説明。

議長事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 異議もないようですので次に移ります。農用地区域への編入 順位 1 について事務 局の説明をお願いします。

事務局 農用地区域への編入 順位1について説明。

議長事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 異議もないようですので議案第6号について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員举手。

議 長 全会一致で認める事とし次に移ります。議案第7号農地等の利用の最適化の推進に 関する指針について事務局の説明をお願いします。

事務局 農業委員会法の改正により農業委員会が農地等の利用を適正に活用するため遊休農地の解消や担い手への農地集積や新規参入の促進を具体的な指針を定めることになったため農業委員会の意見を求める旨説明。

議長事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

11番 野田 光浩 農業委員 私の地区でも新規参入者の方が農地を借りていますが資金の融資ができずにまだ何も作付けされていないと聞いておりますがその後の状況について説明お願いします。

事務局 その方については町が認定新規就農者として認定しておりますが、言われたように制度資金の融資ができなかったため営農計画の達成が困難な状況です。今後の農地の管理と営農計画について話し合いするように本人に連絡しております。

議長一今、借りてある農地の管理はされてあるんですか。

11番 野田 光浩 農業委員 事務局から連絡して管理はされています。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。議案第7号について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に移ります。議案第8号農業経営基盤強化促進法の改正 に伴う農地法第3条第2項第5号で定めた下限面積及び別段面積公示の廃止について事務局 の説明をお願いします。 事務局 農業経営基盤強化促進法の一部改正により令和5年4月1日より農地法も一部改正 され下限面積の要件が撤廃されそれに伴い別段面積についても廃止する旨説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、この件について質問意見はありませんか。

5 番 丸山敬二郎 農業委員 私のように子供と世帯が別でも子供は農地を取得できるということでしょうか。

議 長 今までは世帯で下限面積を満たす要件がありましたが、4 月からは別世帯でも耕作 目的であれば農地を取得できるようになりました。他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

委 員 全員举手。

議長全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。